



2018年7月12日

会社名 株式会社 高島屋
代表者名 取締役社長 木本 茂
(コード番号 8233 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗
(TEL. 03-3211-4111)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2017年5月23日、全日本空輸株式会社において使用する制服の取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保による法律（以下、「独占禁止法」という。）に基づく公正取引委員会からの報告命令を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

そして本日、同委員会より独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さま、株主さま、お取引先さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、早期の信頼回復に向け再発防止の徹底に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

当社は、全日本空輸株式会社において使用する制服の受注に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取り止めていることを確認する等を内容とする取締役会決議を行なうこと、かかる措置を全日本空輸株式会社等に通知し、当社従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

(1) 納付すべき課徴金の額 : 1,780万円

(2) 納付期限 : 2019年2月13日

当社は、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減額が認められております。

3. 再発防止策について

当社は、今回の事態を受け、社内調査を実施の上、外部の専門家の意見も踏まえ、次のとおり再発防止の基本方針を策定いたしました。今後は、この方針を具体化した再発防止策を着実に実行し、当社及び当社グループ会社における独占禁止法遵守を含むコンプライアンスの更なる強化に努めてまいります。

(1) 遵法性を逸脱した利益追求を認めない意識・風土の醸成と制度・仕組みの適応

遵法性を逸脱し倫理に反した利益の追求は行わないという価値観を当社グループの行動規範の中心に据え、それを全員の意識や風土の中に組み込み、個人の行動の中で体现されるよう徹底していきます。また、当社グループの制度や仕組みは、コンプライアンスを重視する意識や風土と矛盾ないし抵触することのないよう運用していきます。

(2) 独占禁止法の知識や考え方にに基づき自ら適正に行動できる体制の構築

当社グループの全員が独占禁止法の定めるルールを正しく理解し自らの行動基準とできるよう、実践的な研修、教育を継続的に実施するとともに、相談体制を強化します。

(3) 不適切な事案の発生を防止するための体制強化

不適切な事案の発生を組織的に防止するため、決裁権限者の責任を一層明確にすることに加え、不正行為を未然に防ぐ法令遵守の推進に特化した部署を設け、当社グループのコンプライアンスの観点からの統制を強化します。

(4) 組織機能を健全に発揮できる仕組みの構築

遵法を優先する個人の意識と行動を支え、コミュニケーションを促進することにより、コンプライアンス体制の機能が健全に発揮されるようにいたします。

(5) 同業者との関係の見直し

同業者との不適切な接触や情報交換に対する統制を強化し、同業者との横並び意識に陥ることなく、当社グループ独自のイノベーションを発揮してまいります。

4. 業績への影響

2019年（平成31年）2月期の当社連結業績への影響は軽微です。

以 上